

障害児入所施設における 18歳以上入所者（いわゆる「過齡児」）の移行について

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児入所施設における18歳以上入所者(いわゆる「過齡児」)の移行について

1. 現状・課題

- 平成22年の児童福祉法の改正(平成24年施行)において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。
- 一方、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないよう、平成30年3月末までの間、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなしてきた。
- その後、都道府県及び市町村が連携を図り、移行を促進することとしてきたものの、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等があることから、みなしの期限を3年間延長し、令和3年3月31日までとした経過がある。
- さらに、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」最終報告(令和2年2月)においては、「入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、また年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保ができないなど支援の質が低下するおそれがある」等が指摘された上で、「みなし規定の期限(令和3年3月31日まで)を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。
また、「22歳くらいまでの柔軟な対応や強度行動障害など本人の障害特性等のために地域や他施設での生活がどうしても困難である場合における対応も含めて検討すべき」とされた。

2. 検討の方向性(案)

- 引き続き令和3年3月31日までの間、都道府県及び市町村において、地域又は成人施設への移行の最大限の努力を継続することとなるが、同日までにそれでもなお、移行が困難な者が想定される。(令和2年7月時点の未移行者446人)
 - 一方、こうした移行が困難な者の受け入れ先調整や今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、現入所施設だけでなく、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等との連携による、移行調整の枠組みが必要。
 - また、移行が困難な者は、強度行動障害など受け皿が十分でない専門的ケアを必要とする者も多いこと、当該者の希望・状況によっては現入所施設に隣接した地域での受け入れが望ましいこと等から新たにグループホーム等の移行先を整備する必要があるケースもあると考えられる。こうした点も含め、移行先の調整・受け皿整備の有効な方策を丁寧に整理し、円滑な移行を進めていくことが必要。
- ⇒ こうした状況を踏まえ、速やかに、新たな移行調整の枠組み等を議論する実務者のオンライン協議の場(⇒ p3参照)を厚生労働省に設け、令和3年夏までを目途に結論を得ることとする。
- ⇒ また、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、一定期間(※)、特例的に「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」を支給する方向で、所要の法令改正(報酬告示等)を検討。
- (※)新たな移行調整の枠組み等の議論に要する期間を考慮し、令和2年度末段階で、いったん令和3年度末までを支給期間として法令改正を行う。その後、新たな移行調整の枠組みの結論を得る中で、最終的な支給期限を検討するが、施設整備等の準備に要する期間を考慮し、すべての対象者が円滑に移行可能となるよう必要な期間を設ける。

※ 上記の他、円滑な移行支援に向けて、障害児入所施設へのソーシャルワーカーの専任配置等の報酬上の評価等を検討。

<実務者のオンライン協議の場のイメージ・論点(案)>

(1) 厚生労働省に設ける実務者のオンライン協議の場の構成

- ① 都道府県
 - ② 市町村
 - ③ 障害児入所施設の関係者
 - ④ 移行先となりうる成人施設等の関係者
- を中心に検討。

(2) 主な協議事項

- ① 都道府県等での新たな移行調整の枠組み
都道府県・市町村・障害児入所施設関係者・成人施設関係者等の協議会等による、障害児の移行先調整・自立支援のシステム、その実務フロー等
- ② 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策
グループホーム等の整備、障害児入所施設の成人施設への転換(※現入所者の大多数が18歳以上の場合)やグループホーム等の併設等

(3) スケジュール

令和2年12月 目途 協議開始

令和3年6～7月頃 結論

※その後、必要な法令改正(報酬告示等)を実施

障害児入所施設の移行に関する今後の方針

【障害保健福祉関係主管課長会議(平成29年3月8日)資料抜粋】

15 障害児支援について

(4) 障害児入所施設の移行について

平成22年の児童福祉法の改正(平成24年施行)において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成23年10月31日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している18歳以上の者が退所させられないことがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの「みなし規定」を設け、その期限を平成30年3月末とお示したところである。

これまで、障害児入所施設の移行予定状況等について障害保健福祉関係主管課長会議において示し、地域移行の促進をお願いしてきたところであるが、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等のそれぞれの状況を鑑み、今後の方針を次のとおりとする予定である。

【福祉型障害児入所施設】

福祉型障害児入所施設については、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を、3年延長し、平成33年3月31日までとする。

【医療型障害児入所施設等】

平成26年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型入所施設と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。

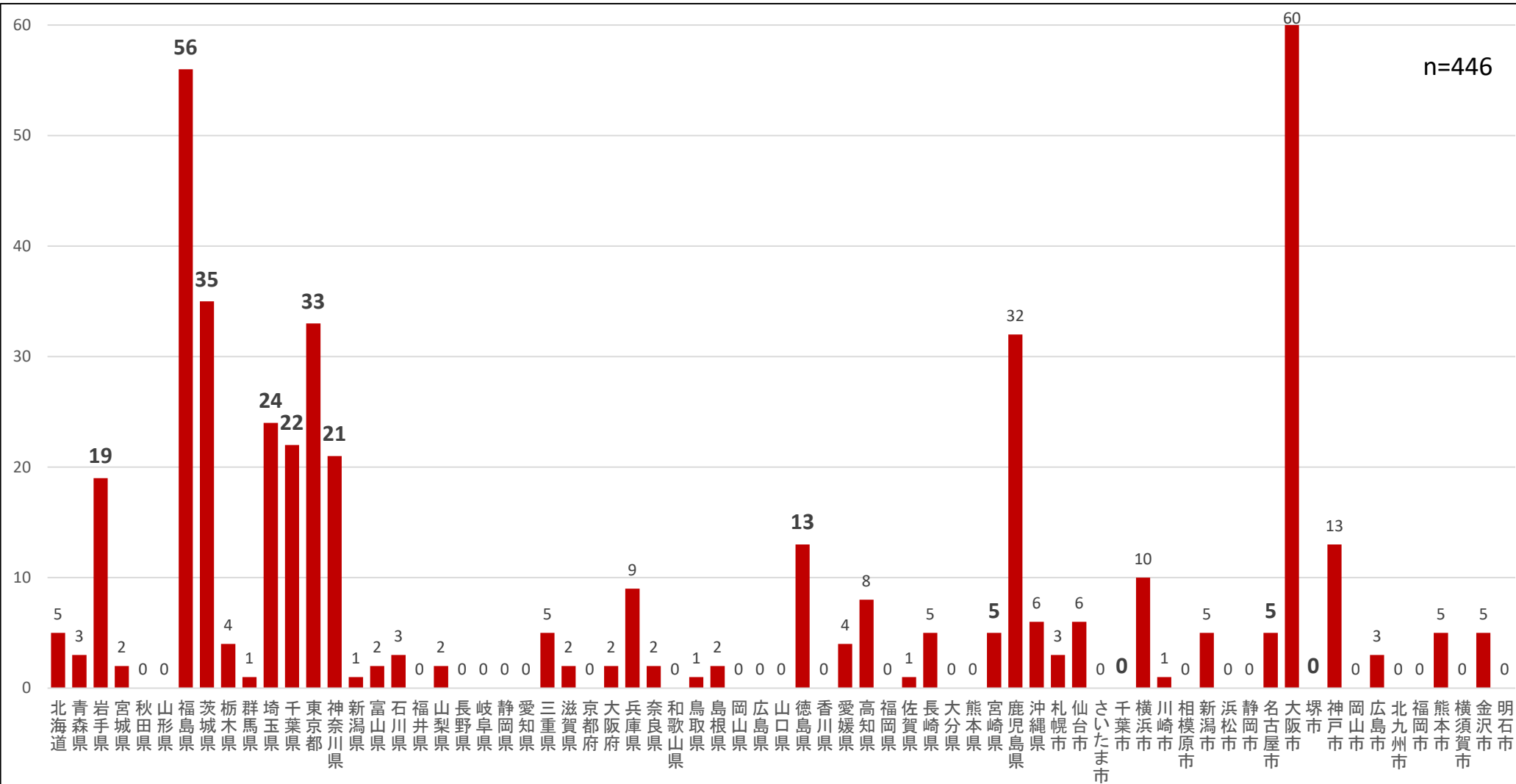
(5) 都道府県と市町村が連携した移行支援

障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。

特に、障害児入所支援については、都道府県と市町村は連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、今後、毎年度、継続して移行支援が図られるよう、指定障害児入所等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

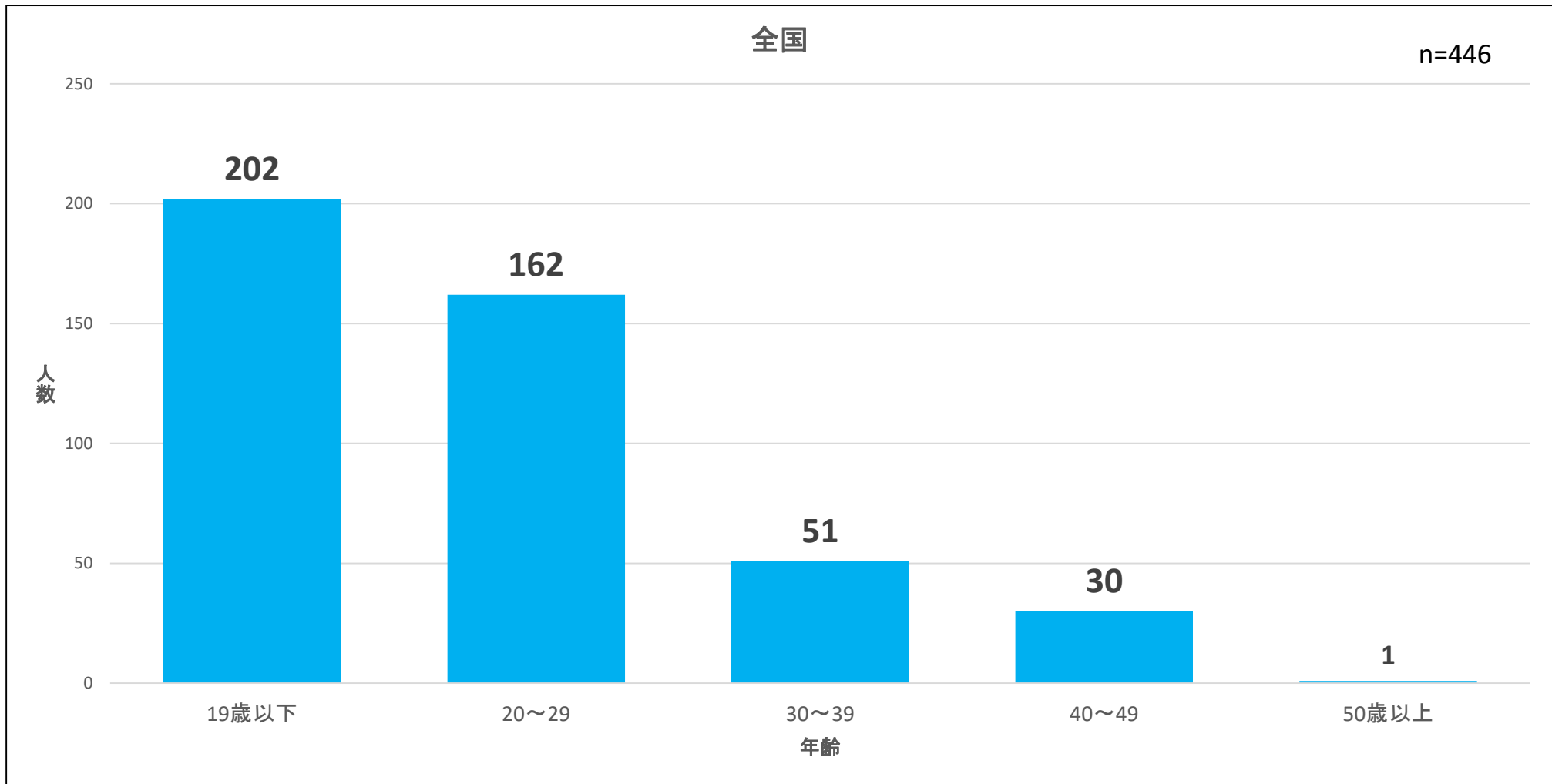
このため、今般、上記の内容を障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針に盛り込むこととしており、都道府県及び市町村が主体となり、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等の協力を得ながら、障害児入所施設の入所児童の実態を把握しつつ、入所者の円滑な支援の移行が図れる地域支援の体制づくりを進めていただきたい。

福祉型障害児入所施設に18歳以上で入所中で移行先が決定していない者の現状 (都道府県別)



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（令和2年7月29日時点）
※京都市調整中

福祉型障害児入所施設に18歳以上で入所中で移行先が決定していない者の現状 (年代別)



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(令和2年7月29日時点)

※京都市調整中